

社員各位

平成 23 年 1 月以降の所得税に関するお知らせ

株式会社

総務部

平成 22 年度の税制改正で、平成 23 年 1 月から所得税の計算方法が変更されました。1 月分給与より変更になりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 所得税の計算方法

毎月の給与から控除されている所得税は、総支給額から通勤手当等の非課税手当、社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料）を控除した金額を元に計算されます。その額は、配偶者やお子様等、扶養親族の人数により額が決定します。具体的には、原則として扶養親族の人数が多くなるに従い、所得税は少なくなります。

2. 平成 23 年 1 月からの変更内容

改正内容

15 歳以下のお子様を扶養している方は、これまでお子様（15 歳以下に限る）1 人につき所得税を計算する上での扶養親族も「1 人」としてきましたが、平成 23 年 1 月の給与から「0 人」（扶養親族としてカウントしない）として計算されます。このため、15 歳以下のお子様を扶養している方については、原則として所得税の額が増えることとなります。なお、この改正は子ども手当が創設・支給されることに伴うものです。

所得税の具体的計算例

所得税法の改正に伴う変更は以下のとおりとなっています。

<例 1> 課税支給額 360,000 円 社会保険料 47,840 円
扶養親族 妻、子ども 3 人（17 歳、14 歳、11 歳）

	平成 22 年 12 月	平成 23 年 1 月
課税支給額	360,000 円	360,000 円
社会保険料	47,840 円	47,840 円
税金対象の給与額	312,160 円	312,160 円
扶養親族数	4 人（妻、子 3 人）	2 人（妻、17 歳の子）
所得税額	2,330 円	5,500 円

この例の場合、1 ヶ月当たり 3,170 円（5,500 円-2,330 円）の所得税が増えることとなります。

3. 問い合わせ先

この件に関する問い合わせは、総務部

までお願いします。

以上